

職業安定行政関係業務の業務・ システム最適化事業

平成22年8月

職業安定局労働市場センター業務室（櫻井眞一室長）

職業安定局総務課（宮川晃課長）

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるITを推進すること

政策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

2. 事業概要

（1）実施主体

都道府県労働局（公共職業安定所）

（2）概要

職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。

【実施施策（主なもの）】

- 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上
事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。
- 2 業務の処理の効率化・合理化
職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。
- 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し
これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム（仮称）」として一体化する。
- 4 安全性・信頼性の確保

職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。

5 調達における透明性の確保

システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。

6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

IT ガバナンスの強化と PDCA サイクルの確立

(3) 事業計画期間

平成18年度～平成22年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 日間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

6. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

1 削減計画

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

2 削減業務処理時間

平成21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

3 オンライン申請利用率

電子申請の利便性向上のため、各種届出の添付書類の簡素化等を行い、オンライン申請利用率の向上に努めたが、目標率達成には至らなかった。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為による複数年度に渡る一括契約で、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステムの設計・開発に係る確認・引継期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

繰越明許費により、システム開発期間及びコスト削減の実証期間を確保するため、予算の繰越等の弾力的な予算執行が行えるようになっているが、最適化計画開始後、その事態には至らなかった。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1 調達や最適化実施検討において、重要事項を外部委員や CIO 補佐官（オブザーバ）の参加する「最適化計画実施評価委員会」に諮り、適正性、公平性の確保に努めたことは評価できる。

2 職業安定局、支援事業者、設計・開発事業者間で「プロジェクト進捗会議」を設け、進捗管理、課題等について、原因を追及し、適切な対応を行っていることは評価できる。

- 3 オンライン利用促進については、現場職員への周知・徹底や国民への効果的な利用促進策の検討により、利用率向上に向けた一層の取組が求められる。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年(平成16年)2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告会）掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など該当システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。